

経営者様限定

第1回

経営者が必ず知っておきたい「労務対策シリーズセミナー」

最高裁判決の行方は？中小企業が知っておくべき対策とは？

# 同一労働同一賃金 徹底解説セミナー

このような方はぜひ本セミナーにご参加ください！

- 同一労働同一賃金とは何か分からぬ
- 非正規社員の手当・ボーナス・退職金は今まで良いのか不安
- 最高裁の判決が出たのは何となく知っているが、具体的にどうすれば良いかわからない
- 従業員への説明が必要な際の留意点や説明方法を知りたい
- 従業員の採用・定着のために賃金規定を見直したい

参加費用  
無料！

先着  
10名

第1回

2020年12月3日木 10:00～12:00(9:30開場)

会場 TM21プラザ 4階 会議室(群馬県館林市本町2-5-47)

第2回 2021年2月4日(木) ハラスマント対策

第3回 4月6日(火) 問題社員対応3つのポイント

講 師

上野俊夫法律事務所 弁護士 上野 俊夫



群馬県高崎市で生まれ東京都で育つ。平成14年に司法試験に合格し、前橋市の法律事務所に勤務後、平成20年に館林市で上野俊夫法律事務所を設立。設立以来、使用者側の労働問題を数多く取り扱う。社労士会、市役所、公立病院での研修講師なども務めている。

令和2年度より館林商工会議所の顧問弁護士に就任。  
一橋大学大学院国際企業戦略研究科修了（労働法ゼミ）

【所属】

・群馬弁護士会  
・館林、太田、桐生、伊勢崎、佐野商工会議所

【講演歴】

・館林市役所、太田市役所、羽生市商工会  
・群馬県社会保険労務士会 太田支部  
・栃木県社会保険労務士会 県南支部 他多数

【メディア】

・読売新聞、毎日新聞、上毛新聞 他多数

感染症の  
予防対策を  
実施します



体温測定



消毒液の設置



マスク着用



社会的距離の確保



上野俊夫法律事務所  
TOSHI UENO LAW OFFICE

〒374-0024 群馬県館林市本町2-2-14 アドホック館林2F

TEL : 0276-56-4736 FAX : 0276-56-4735

URL : <https://komon-uenolaw.com/>

ぐんまちゃん  
2020-100002



「働き方改革関連法案」が成立し、令和2年4月から「同一労働同一賃金制度」が適用されています。さらに、令和3年4月からは、中小企業にもこの制度が適用されることになります。

今年10月には、非正規社員のボーナスや退職金について判断した最高裁判所の判決が出ており、中小企業においては、非正規社員の基本給・手当・ボーナス・退職金を再検討する必要があります。

判決を知らないまま対応を怠ると、思いもかけず裁判などのトラブルに巻き込まれる可能性があります。

また、賃金制度の改革は、優秀な非正規社員の離職を防ぐことにも繋がります。

同一労働同一賃金ルールに則った賃金制度の見直し、就業規則の改定がどの企業でも必須になりますが、しっかりと体制は整っていますか？

どのように対応すればよいのか、弁護士が事例をもとに解説いたします。

参加費用  
無料！

## 第1回 セミナーの ポイント

01. 同一労働同一賃金とは何かを具体例を挙げてご説明
02. 非正規社員への諸手当・退職金・ボーナスの支払命令を出した裁判例や、今年10月に出された最高裁判決をわかりやすく解説
03. 明日から実践できる3つのこと

### 当事務所のセミナーが選ばれる理由

- ① 使用者側を手掛けている弁護士が時流に沿った労務トラブルを取り上げます！
- ② 大学院で労働法を専攻した弁護士が責任をもって講師を務めます！
- ③ 実際の紛争トラブルをふまえた具体的な事例を解説します！
- ④ 勉強会形式なので気軽に質問でき、理解が深まります！

〔セミナーにご参加いただいた方からの感想〕アンケートから抜粋

今回セミナーに参加させていただきありがとうございました。  
是非とも早く労働規則、賃金規定を見直しをする必要性を感じました。

働き方改革のことが、あまりたくさんおせんでしたから。  
今日のセミナーで、よくわかりました。ありがとうございます。

## 参加特典

今回のセミナーにご参加の方へ  
特典がございます。

- 01 無料法律相談（初回50分）
- 02 就業規則作成アドバイス
- ▼さらに、当セミナーを機に顧問契約をお申込みいただいた企業様を対象に
- 03 無料での社内ハラスメント防止セミナー
- 04 過去の勉強会、研修のテキストをご提供

セミナーのお申込みは下記記載の上、FAXで送信ください FAX:0276-56-4735

※各回先着10名とさせていただきます。ご希望の場合はお早めにお申し込みください。

※経営者様限定です。（役員、執行役員、部長又はこれらに類する方を含みます。）

貴社名		ご担当者名	フリガナ
ご参加者様名	フリガナ	役職名	
ご住所			
電話番号	FAX		
希望されるセミナーに✓をつけてください。			
<input type="checkbox"/> 第1回 同一労働同一賃金			(12月9日)
<input type="checkbox"/> 第2回 ハラスメント対策			(2月4日)
<input type="checkbox"/> 第3回 問題社員対応3つのポイント			(4月6日)

お申込み・お問い合わせ先／上野俊夫法律事務所

〒374-0024 群馬県館林市本町2-2-14 アドホック館林2F

TEL: 0276-56-4736 FAX: 0276-56-4735 URL: <https://komon-uenolaw.com/>

